

株 主 各 位

東京都中央区銀座8丁目3番10号
本社事務所 東京都大田区大森中1丁目18番16号

株 式 会 社 

代表取締役社長 富 田 稔

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。当日ご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日(火曜日)午後5時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 2022年6月29日(水曜日)午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都大田区大森中1丁目18番16号
当社本社事務所 3階 会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、お席の間隔を広くとるため、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、ご来場いただいても当日の状況により入場制限をお願いさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。

3. 会議の目的事項

- | | |
|------|--|
| 報告事項 | 1. 第75期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. 第75期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類の内容報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tomitaj.co.jp/invest/meeting.html>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知に記載されている提供書面は、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類の一部となります。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tomitaj.co.jp/invest/meeting.html>)に掲載させていただきます。

〈株主様へのお願い〉

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により株主総会の運営について変更が生じる場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tomitaj.co.jp>) より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様は、必ずマスクの着用をお願いいたします。また、ご入場の際には、アルコール消毒液へのご協力をお願いいたします。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいたくださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の進展等により、経済活動の正常化が進んだことで景気は回復基調にあるものの、世界的な半導体不足に加え、ウクライナ情勢の深刻化、原材料価格・原油価格の高騰など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

わが国の工作機械業界は、当連結会計年度は、国内外で受注が回復し受注額は1兆6,675億円となりました。

こうした環境下、工作機械を主力取扱商品とする当社グループの受注・売上につきましては、国内外全体で前年同期比増加となりました。

上記の結果、当連結会計年度の売上高は193億9千7百万円（前年同期比12.0%増）、営業利益は4億1千7百万円（同75.4%増）、経常利益は7億2千2百万円（同49.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4億8千9百万円（同54.3%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

① 日本

政府の景気浮揚策である補助金効果や自動化設備の需要増加、半導体装置製造業の需要増加を主因として工作機械等の受注・売上が増加し、売上高は124億1千4百万円（前年同期比12.2%増）となり、営業利益は2億7千2百万円（同54.3%増）となりました。

② 北米

半導体や一部部品不足の影響で完全な回復には至っていないものの、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の進展による経済活動の正常化により、自動車メーカーを中心として設備投資及びMROの受注・売上が増加し、

売上高は31億4千5百万円（前年同期比29.2%増）となり、営業利益は6千9百万円（同173.4%増）となりました。

③ 欧州

半導体や一部部品不足及び新型コロナウイルス感染症による工場の一時閉鎖の影響や当社グループの主力ユーザーであった日系自動車メーカーの欧州からの撤退による影響分を補うまでの本格的な回復には至っていないものの、自動車メーカー向けMROの受注・売上が増加し、売上高は2億5千5百万円（前年同期比19.8%増）となりました。また、経営の合理化及び経費削減に努め、営業損失は2百万円（前年同期は1千5百万円の営業損失）となりました。

④ アジア

中国及びベトナムでは新型コロナウイルス感染症による影響から回復基調にあり、前年度の売上高を大幅に上回りました。一方で、持ち直しの動きは見られるものの、一部の東南アジアにおいて新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞等の影響があり、その結果、アジア全体で自動車及び2輪車メーカー向けの設備投資及びMROの受注・売上が減少し、売上高は35億8千1百万円（前年同期比0.7%減）となりました。また、収益性の改善に努め、営業利益は7千2百万円（同38.3%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、景気は回復基調にあるものの、新型コロナウイルスの感染再拡大が繰り返されており、その収束時期も見通せない状況であり、また、ロシアによるウクライナ侵攻により、国際情勢の混迷度合いは増し、世界経済の減速が鮮明となるなど、依然として不透明な状況が続くものと予想しております。

一方で、当社グループの主力ユーザーである自動車、建機、軸機器等のメーカー及びそのサプライヤーは、DX化の推進や自動車業界のみならず異業種企業も参画するCASEの進展を背景に、今後も国内外でその関連分野への設備投資を増加させていくものと考えております。

このような環境の下、当社グループにおける対処すべき課題は、以下のとおりであります。

①カーボンニュートラルへの貢献

DX化による自動化・省人化を実現する商品、環境に配慮した商品の開発及び営業を進めてまいります。

②成長分野への積極的な事業展開

EV化をはじめとしたCASEに関連する新たな商品や設備の提供を積極的に進めてまいります。

③グローバル経営の深化

海外営業拠点を拡充し、海外事業の拡大及び収益力の強化を図ってまいります。

④顧客ニーズへの対応

フルターンキーでの設備の提供を進めてまいります。

⑤社内DXの推進

DXを使った社内業務の効率化に努め、社内環境負荷を低減してまいります。

⑥人的基盤の強化

ジェンダーフリーを含めた多様な人材の確保とともに、次の世代を担う人材の育成に努めてまいります。

また、社内労働環境の整備を進め、社員の健康増進及び幸福度向上を図ってまいります。

当社グループは、新たに定めた「フェアプレイで世界のものづくりに貢献する」という企業理念の下、「技術に強い専門商社」を目指し顧客満足度を追求することで、時代の変化に対応して変革を続け、継続的な企業価値の向上に繋げてまいります。

また、当社は、2022年4月4日に行われた東京証券取引所の市場再編に伴い、JASDAQ市場から「スタンダード市場」へ移行いたしました。

株主に皆様におかれましてはなにとぞ格別のご理解と、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りたくお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第72期 (2018.4~ 2019.3)	第73期 (2019.4~ 2020.3)	第74期 (2020.4~ 2021.3)	第75期 (当連結会計年度) (2021.4~ 2022.3)
売上高(千円)	25,886,840	24,305,981	17,319,480	19,397,350
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	731,707	660,527	317,115	489,272
1株当たり当期純利益(円)	131.89	120.88	61.16	94.36
総資産(千円)	17,017,167	16,278,030	15,846,124	16,264,041
純資産(千円)	8,867,936	8,933,596	9,642,877	10,226,773
1株当たり純資産額(円)	1,562.47	1,676.69	1,813.52	1,925.93

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第72期 (2018.4~ 2019.3)	第73期 (2019.4~ 2020.3)	第74期 (2020.4~ 2021.3)	第75期 (当事業年度) (2021.4~ 2022.3)
売上高(千円)	20,471,664	18,644,499	13,180,916	15,051,221
当期純利益(千円)	669,357	455,447	268,694	386,650
1株当たり当期純利益(円)	120.65	83.35	51.82	74.57
総資産(千円)	14,196,338	13,269,870	13,012,769	12,970,508
純資産(千円)	7,040,832	6,870,844	7,636,823	7,921,584
1株当たり純資産額(円)	1,269.14	1,325.06	1,472.78	1,527.71

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度【当事業年度】の期首から適用しており、当連結会計年度【当事業年度】に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当 社 の 議 決 権 比 率	主要な事業内容
TOMITA U. S. A., INC.	100千US \$	100.0%	機械・工具販売業
TOMITA CANADA INC. (注) 2	200千CA \$	100.0 (100.0)	機械・工具販売業
TOMITA MEXICO, S. DE R. L. DE C. V. (注) 2	500千US \$	100.0 (100.0)	機械・工具販売業
TOMITA U. K., LTD.	220千UK £	95.5	機械・工具販売業
TOMITA ASIA CO., LTD. (注) 1 (注) 3	4,000千THB	49.0 [51.0]	機械・工具販売業
TOMITA ENGINEERING (THAILAND) CO., LTD. (注) 2	8,000千THB	99.9 (0.6)	機械・工具販売業
広州富田貿易有限公司	400千US \$	100.0	機械・工具販売業
PT. TOMITA INDONESIA	200千US \$	99.5	機械・工具販売業
VIETNAM TOMITA CO., LTD.	300千US \$	100.0	機械・工具販売業
TOMITA INDIA PVT. LTD. (注) 2	60,000千INR	100.0 (0.0)	機械・工具販売業

(注) 1. 持分は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため子会社としております。

2. 議決権の所有割合の () 内は、間接所有の割合で、内数となっております。

3. 議決権の所有割合の [] 内は、緊密な者又は同意する者の所有割合で、外数となっております。

(7) 企業集団の主要な事業セグメント (2022年3月31日現在)

事業セグメント	主 要 商 品 名
工 作 機 械 (NC工作機械)	NC旋盤、マシニングセンター、複合加工機、NC研削盤、 NC電気加工機、NCフライス盤、FMS・FMC
(専用工作機械)	切削専用機
(汎用工作機械)	研削盤、小型工作機、フライス盤、旋盤
鍛 圧 機 械	レーザー加工機、プレス、プレスブレーキ、タレットパンチプレス
制 御 機 器	油圧機器、空圧機器、電装機器
工 具 機 器	工作用機器、測定機器、切削工具、伝導機器
そ の 他	電子機器、周辺機器 (ロボット、組立専用機、環境機器を含む)

(8) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都中央区銀座8-3-10
本 社 事 務 所	東京都大田区大森中1-18-16
大 阪 支 店	大阪府吹田市江坂町1-6-1
名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市中村区十王町17-6
静 岡 営 業 所	静岡県富士市中里925-6
栃 木 営 業 所	栃木県小山市喜沢1197
神 奈 川 営 業 所	神奈川県伊勢原市高森3-1-4
北 陸 営 業 所	石川県金沢市北安江3-14-12
埼 玉 営 業 所	埼玉県さいたま市中央区下落合6-11-6 東京ビル
茨 城 営 業 所	茨城県水戸市渡里町3268-53
中 国 営 業 所	広島県福山市沖野上町3-2-13 吉本ビル
山 梨 事 務 所	山梨県甲府市中小河原1-11-7 入戸野ビル
四 国 事 務 所	愛媛県松山市本町5-5-4 アクティ本町
東 北 事 務 所	宮城県仙台市太白区柳生2-25-1 メルベイユ柳生

② 子会社
イ 国内

名 称	所 在 地	
株 式 会 社 ツ ー ル メ ー ル ク ラ ブ	本 店	東京都大田区
株 式 会 社 ト ミ タ フ ァ ミ リ ー	本 店	東京都大田区

ロ 海外

名 称	所 在 地	
T O M I T A U . S . A . , I N C .	本 店	Plain City, Ohio, U.S.A.
	営 業 所	Homewood, Alabama, U.S.A.
	営 業 所	Indianapolis, Indiana, U.S.A.
	営 業 所	Peachtree Corners, Georgia, U.S.A.
	営 業 所	Lexington, Kentucky, U.S.A.
T O M I T A C A N A D A I N C .	本 店	Concord, Ontario, Canada
T O M I T A M E X I C O , S . D E R . L . D E C . V .	本 店	Leon, Guanajuato, Mexico
	営 業 所	Queretaro, Queretaro, Mexico
T O M I T A U . K . , L T D .	本 店	Banbury, Oxon, U.K.
T O M I T A A S I A C O . , L T D .	本 店	Bangkok, Thailand
	営 業 所	Chonburi, Thailand
T O M I T A E N G I N E E R I N G (T H A I L A N D) C O . , L T D .	本 店	Bangkok, Thailand
広 州 富 田 貿 易 有 限 公 司	本 店	中華人民共和国, 広東省, 広州市
P T . T O M I T A I N D O N E S I A	本 店	Bekasi, Indonesia
V I E T N A M T O M I T A C O . , L T D .	本 店	Hanoi, Vietnam
	営 業 所	Ho Chi Minh City, Vietnam
T O M I T A I N D I A P V T . L T D .	本 店	Gurugram, Haryana, India
	営 業 所	Mehsana City, Gujarat, India
	営 業 所	Halasuru, Karnataka, India

(9) 企業集団の使用人の状況 (2022年3月31日現在)

使用人数	前連結会計 年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
221(66)名	1(△1)名	46.59歳	17.01年

(注) 1.使用人数は就業員数であり、臨時従業員数及び嘱託社員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

臨時従業員には、契約社員、パート社員及び人材会社からの派遣社員を含んでおりません。

2.使用人数には、使用人兼務取締役が3名含まれております。

(10) 企業集団の主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	95,552千円
みずほ銀行(中国)有限公司	65,170千円
株式会社北陸銀行	55,584千円
株式会社常陽銀行	42,240千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事実

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 23,858,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,158,000株 (内、自己株式972,717株)
- (3) 株主数 795名
- (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社トミコーポレーション	503,500株	9.71%
トミタ共栄会	441,400	8.51
富田眞次郎	323,720	6.24
オークマ株式会社	262,000	5.05
株式会社北陸銀行	259,200	4.99
株式会社みずほ銀行	259,200	4.99
ダイキン工業株式会社	250,000	4.82
光通信株式会社	230,100	4.43
高松機械工業株式会社	217,400	4.19
株式会社常陽銀行	190,000	3.66

- (注) 1.当社は自己株式972,717株を保有しておりますが、上記大株主の中には含めておりません。
- 2.持株比率は自己株式を控除して計算しております。
- 3.持株比率は小数第3位以下を切り捨てて表示しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

氏名	地位及び担当並びに重要な兼職の状況
富田 薫	代表取締役会長（注）1
富田 稔	代表取締役社長 営業統括本部長（注）2
八柳 方彦	専務取締役
樋口 勝幸	常務取締役
中村 龍二	取締役 総務部長
栗田 純夫	取締役 中部・西日本営業部長
樺木 徹	取締役 東日本営業部長
中島 和彦	取締役（注）3（注）5
小倉 弘司	常勤監査役
土師 良一	監査役（注）4（注）5
杉本 健司	監査役（注）4（注）5

(注) 1. 代表取締役会長富田薫氏の重要な兼職の状況は、次のとおりであります。

法人名	法人における地位
VIETNAM TOMITA CO., LTD.	代表取締役

2. 代表取締役社長富田稔氏の重要な兼職の状況は、次のとおりであります。

法人名	法人における地位
TOMITA U. S. A., INC.	代表取締役
TOMITA CANADA INC.	代表取締役
TOMITA MEXICO, S. DE R. L. DE C. V.	取締役
TOMITA U. K., LTD.	代表取締役
TOMITA ASIA CO., LTD.	取締役
TOMITA ENGINEERING (THAILAND) CO., LTD.	取締役
広州富田貿易有限公司	代表取締役
PT. TOMITA INDONESIA	取締役
TOMITA INDIA PVT. LTD.	取締役
株式会社ツールメールクラブ	代表取締役
株式会社トミタファミリー	代表取締役

3. 取締役中島和彦氏は、社外取締役であります。

4. 監査役土師良一氏及び杉本健司氏は、社外監査役であります。

5. 当社は、社外取締役中島和彦氏、社外監査役土師良一氏及び杉本健司氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

また、保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員報酬は、中長期的な視点に立って企業価値を高める意思決定を行うことを促進するものとしており、固定報酬である基本報酬及び業績連動報酬である賞与により構成されております。

取締役の報酬のうち、基本報酬は、当社の経営環境と各取締役の役位、職責、従業員とのバランス等を勘案し、賞与は、当該年度の業績及び各取締役の業績への貢献度を勘案し、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会の決議により一任された代表取締役富田薫及び富田稔が、個別の報酬額を決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当部門や職責の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬額等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役	158,082	87,600	57,250	13,232	8
監査役	6,891	7,500	△820	211	5
合計	164,974	95,100	56,430	13,444	13
(うち社外役員)	(8,020)	(8,100)	(△80)	(-)	(4)

- (注) 1.取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- 2.取締役の金銭報酬額は、2019年6月27日開催の第72回定時株主総会において年額2億2千万円以内（うち社外取締役分2千万円以内）と決議しており（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役は1名）であります。
- 3.業績連動報酬は、営業利益の達成度合いに応じてその一定割合に各取締役の業績への貢献度を勘案し算定されております。
- 4.監査役の金銭報酬額は、2013年6月27日開催の第66回定時株主総会において年額1億8千万円以内と決議しており、当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。
- 5.退職慰労金には、役員退職慰労引当金の当期繰入額を記載しております。
- 6.上記には、2021年6月29日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
- 7.業績連動報酬には、役員賞与引当金戻入額を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役中島和彦氏、監査役土師良一氏及び杉本健司氏は、他の法人等の重要な兼職はありません。
- ② 責任限定契約の内容の概要
当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。
- なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 主な活動状況

区分・氏名	主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 中島 和彦	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席しました。取締役会において、企業経営経験者としての幅広い見識と豊富な経験及び産業機械業界に対する幅広い知識に基づき、独立した立場から発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 土師 良一	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席し、監査役会4回のうち4回に出席しました。取締役会において、工作機械業界に対する幅広い知識と経験に基づき、独立した立場から発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査役会において、コンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 杉本 健司	2021年6月29日開催の定時株主総会において選任され就任して以降、当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席し、監査役会4回のうち3回に出席しました。取締役会において、企業経営経験者としての幅広い見識と豊富な経験及び工作機械業界に対する幅広い知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査役会において、コンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 東陽監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

3. 当社の重要な子会社のうち、TOMITA U.S.A.,INC.、TOMITA CANADA INC.、TOMITA MEXICO,S,DE R.L. DE C.V.、TOMITA ASIA CO.,LTD.、TOMITA ENGINEERING (THAILAND) CO.,LTD.、広州富田貿易有限公司、PT.TOMITA INDONESIA、VIETNAM TOMITA CO.,LTD.及びTOMITA INDIA PVT.LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制の概要は以下のとおりです。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人のコンプライアンスの意識の維持・向上を図り、法令・定款の遵守を徹底するため、必要な社内規程・マニュアル等を作成する。問題が発生した場合、その内容・対処案が総務部門を通じて、取締役社長、取締役会、監査役等に報告される体制とする。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、その他取締役の職務執行に関する文書は、別途定める社内規程に従い、保存・管理する。また、取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧することができる。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

関連するリスクの識別、評価、対応を適切に行うため、別途社内規程、マニュアル等を整備し、損失の危険を発見した場合は直ちに部門長を通じ、総務部並びに担当役員等に報告する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 取締役会を毎月一回定期的に開催するほか、取締役社長、専務取締役、常務取締役の参加する部門長会、部課長会をそれぞれ隔月に開催し、業務執行に関する協議を行う。

2) 執行役員制度を導入し、経営の意思決定と執行の分離により、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図る。

⑤当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社からなる企業集団における事業リスクの有無を確認するため、状況報告、決裁承認体制を整備するとともに子会社等におけるコンプライアンスの徹底を図る。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役の意向を尊重し、必要に応じた人員を配置する。

⑦前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に配置した人員の異動、評価等については、監査役の意見を尊重することとする。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告する体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は「取締役会規程」を遵守するとともに、監査役に職務の執行状況を報告する。監査役は、取締役会に出席するとともに、必要に応じて取締役又は使用人に対して報告を求め、必要に応じて子会社から事業に関する報告を求めることとする。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、前項に記載のとおり重要な意思決定の過程等を把握するため取締役会に出席するとともに、稟議書その他の業務執行に関する文書を閲覧し、また、各取締役とも情報交換を行い、報告連絡が十分機能する体制を整える。

⑩反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引関係も含め一切の関係を持たない。その不当要求に対しては、法令に則り、所轄警察署、弁護士等の外部専門機関と連携して、毅然とした姿勢で対応する。

⑪財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努める。また、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記に掲げた体制を整備しているほか、以下の具体的な取組みを行っています。

①コンプライアンスに対する取組み

当社の取締役等及び使用人に向けて、内部通報制度の周知やインサイダー取引防止のためのメッセージを定期的に発信し、社内の意識向上に向けた取組みを継続的に行った。

②内部統制委員会の継続的開催

当社は、従来から内部統制に関する現状認識・課題把握のため、監査役も参加する「内部統制委員会」を継続的に開催している。当事業年度は12回開催した。

③職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組み

取締役会を19回開催し、法令又は定款に定められた事項や当社及び子会社に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行に関する報告を受けた。なお、独立性を保持した社外監査役はこれらを監督している。また、部門長会、部課長会をそれぞれ隔月で開催し、そこには取締役社長、専務取締役及び常務取締役も参加し、業務執行に関する協議を行った。

④監査役の職務の執行について

監査役は、監査計画に基づき監査を実施するとともに、監査役会を4回開催し、必要に応じて代表取締役、取締役等と監査内容についての意見交換を実施した。また、監査役は会計監査人から定期的に報告を受けるとともに、経営上の重要事項についての意見交換を実施した。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めはありません。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円 未満は切捨表示)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	(11,700,724)	流動負債	(4,696,718)
現金及び預金	5,818,951	支払手形及び買掛金	2,200,186
受取手形	366,895	電子記録債務	1,494,699
売掛金	3,012,350	短期借入金	236,914
電子記録債権	1,182,534	未払法人税等	156,870
商品	731,875	前受金	305,323
前渡金	271,332	賞与引当金	77,000
その他	316,784	役員賞与引当金	51,000
固定資産	(4,563,316)	その他	174,724
有形固定資産	[1,042,492]	固定負債	(1,340,549)
建物及び構築物	296,299	繰延税金負債	622,477
土地	699,768	再評価に係る繰延税金負債	330,909
その他	46,425	役員退職慰労引当金	296,232
無形固定資産	[60,925]	退職給付に係る負債	23,935
その他	60,925	その他	66,994
投資その他の資産	[3,459,898]	負債合計	6,037,268
投資有価証券	2,341,478	純資産の部	
投資土地	787,862	株主資本	(8,191,754)
繰延税金資産	17,938	資本金	397,500
その他	326,589	資本剰余金	280,300
貸倒引当金	△13,970	利益剰余金	7,967,358
資産合計	16,264,041	自己株式	△453,404
		その他の包括利益累計額	(1,794,752)
		その他有価証券評価差額金	1,254,594
		土地再評価差額金	529,500
		為替換算調整勘定	10,657
		非支配株主持分	(240,266)
		純資産合計	10,226,773
		負債純資産合計	16,264,041

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円 未満は切捨表示)

科目	金額	
売上高		19,397,350
売上原価		16,238,273
売上総利益		3,159,076
販売費及び一般管理費		2,742,036
営業利益		417,040
営業外収益		
受取利息及び配当金	32,901	
仕入割引	13,327	
受取賃貸料	91,745	
為替差益	104,022	
保険解約返戻金	29,933	
助成金収入	67,560	
その他	4,701	344,191
営業外費用		
支払利息	3,217	
不動産賃貸費用	30,697	
売上割引	2,019	
その他	2,799	38,732
経常利益		722,499
特別利益		
固定資産売却益	2,217	2,217
特別損失		
固定資産除却損	79	79
税金等調整前当期純利益		724,637
法人税、住民税及び事業税	231,380	
法人税等調整額	1,521	232,901
当期純利益		491,736
非支配株主に帰属する当期純利益		2,463
親会社株主に帰属する当期純利益		489,272

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円 未満は切捨表示)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	397,500	280,300	7,537,776	△453,373	7,762,203
会計方針の変更による累積的影響額			△2,650		△2,650
会計方針の変更を反映した当期首残高	397,500	280,300	7,535,125	△453,373	7,759,552
当期変動額					
剰余金の配当			△57,038		△57,038
親会社株主に帰属する当期純利益			489,272		489,272
自己株式の取得				△31	△31
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	432,233	△31	432,202
当期末残高	397,500	280,300	7,967,358	△453,404	8,191,754

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,296,763	529,500	△184,796	1,641,467	239,206	9,642,877
会計方針の変更による累積的影響額						△2,650
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,296,763	529,500	△184,796	1,641,467	239,206	9,640,226
当期変動額						
剰余金の配当						△57,038
親会社株主に帰属する当期純利益						489,272
自己株式の取得						△31
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△42,168	-	195,453	153,284	1,059	154,344
当期変動額合計	△42,168	-	195,453	153,284	1,059	586,546
当期末残高	1,254,594	529,500	10,657	1,794,752	240,266	10,226,773

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円 未満は切捨表示)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	(8,266,067)	流動負債	(3,883,571)
現金及び預金	3,485,552	支払手形	221,176
受取手形	366,895	電子記録債務	1,494,699
電子記録債権	1,182,534	買掛金	1,575,259
売掛金	2,775,251	短期借入金	180,000
商品	119,430	1年内返済予定の長期借入金	16,720
前渡金	72,942	未払金	46,869
関係会社短期貸付金	12,241	未払法人税等	137,490
その他	251,219	前受金	47,372
固定資産	(4,704,441)	賞与引当金	77,000
有形固定資産	[988,066]	役員賞与引当金	51,000
建物	277,610	その他	35,984
構築物	400	固定負債	(1,165,353)
工具、器具及び備品	10,286	繰延税金負債	510,956
土地	699,768	再評価に係る繰延税金負債	330,909
無形固定資産	[52,711]	役員退職慰労引当金	261,348
電話加入権	5,454	預り保証金	56,604
ソフトウェア	47,257	その他	5,535
投資その他の資産	[3,663,663]	負債合計	5,048,924
投資有価証券	2,340,038	純資産の部	
関係会社株式	197,952	株主資本	(6,137,489)
関係会社出資金	66,950	資本金	[397,500]
破産更生債権等	13,926	資本剰余金	[280,300]
投資建物等	30,006	資本準備金	280,300
投資土地	787,862	利益剰余金	[5,913,093]
差入保証金	60,020	利益準備金	99,375
保険積立金	179,521	その他利益剰余金	5,813,718
その他	1,356	別途積立金	950,000
貸倒引当金	△13,970	繰越利益剰余金	4,863,718
資産合計	12,970,508	自己株式	[△453,404]
		評価・換算差額等	(1,784,095)
		その他有価証券評価差額金	[1,254,594]
		土地再評価差額金	[529,500]
		純資産合計	7,921,584
		負債純資産合計	12,970,508

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円 未満は切捨表示)

科目	金額	
売上高		15,051,221
売上原価		13,218,016
売上総利益		1,833,204
販売費及び一般管理費		1,564,692
営業利益		268,511
営業外収益		
受取利息及び配当金	124,571	
為替差益	85,932	
受取賃貸料	94,145	
その他	33,110	337,759
営業外費用		
支払利息	1,788	
不動産賃貸費用	42,842	
その他	2,114	46,745
経常利益		559,525
税引前当期純利益		559,525
法人税、住民税及び事業税	184,939	
法人税等調整額	△12,064	172,875
当期純利益		386,650

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円 未満は切捨表示)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本 準備金	資本剰余金 合計		別途 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	397,500	280,300	280,300	99,375	950,000	4,536,758	5,586,133
会計方針の変更による 累積的影響額						△2,650	△2,650
会計方針の変更を反映 した当期首残高	397,500	280,300	280,300	99,375	950,000	4,534,107	5,583,482
当期変動額							
剰余金の配当						△57,038	△57,038
当期純利益						386,650	386,650
自己株式の取得							
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	329,611	329,611
当期末残高	397,500	280,300	280,300	99,375	950,000	4,863,718	5,913,093

	株主資本		評価・換算差額等			純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△453,373	5,810,559	1,296,763	529,500	1,826,264	7,636,823
会計方針の変更による 累積的影響額		△2,650				△2,650
会計方針の変更を反映 した当期首残高	△453,373	5,807,909	1,296,763	529,500	1,826,264	7,634,173
当期変動額						
剰余金の配当		△57,038				△57,038
当期純利益		386,650				386,650
自己株式の取得	△31	△31				△31
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)			△42,168	-	△42,168	△42,168
当期変動額合計	△31	329,579	△42,168	-	△42,168	287,411
当期末残高	△453,404	6,137,489	1,254,594	529,500	1,784,095	7,921,584

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社 トミタ
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 光一郎
指定社員 業務執行社員	公認会計士	山田 嗣也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トミタの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トミタ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社 トミタ
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 光一郎
指定社員 業務執行社員	公認会計士	山田 嗣也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トミタの2021年4月1日から2022年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は監査の方針に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

株 式 会 社 ト ミ タ 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 小 倉 弘 司 ㊟

社 外 監 査 役 土 師 良 一 ㊟

社 外 監 査 役 杉 本 健 司 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに将来の事業展開や企業体質強化のために必要な内部留保に配慮しつつ、業績に見合った配当を継続することを基本方針とさせていただいていることから、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき17円とさせていただきたいと存じます。
また、この場合の配当総額は88,149,811円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2022年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第18条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第18条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第18条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第18条 (電子提供措置等)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(附則)</p> <p><u>第1条 (株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>定款第18条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および定款第18条 (電子提供措置等) の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
※ 小倉弘司 (1957年1月21日生)	1979年 4月 当社入社 2009年 4月 TOMITA U.S.A.,INC. ゼネラルマネージャー 2015年 4月 当社執行役員TOMITA U.S.A.,INC. ゼネラルマネージャー 2021年 4月 当社執行役員海外営業部部长 兼営業統括本部部长 2021年 6月 当社常勤監査役(現任)	一株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>小倉弘司氏は、当社入社後国内営業部署勤務を経て、2009年よりUSAのゼネラルマネージャーとして、2015年からは執行役員に就任し北米での営業推進とリスク管理を担い、2021年からは当社の監査役として経営者に適切な助言をいただいております。これらの実績及び当社及び業界に関する多様な知見と豊富な経験を踏まえて、同氏を取締役候補者といたしました。</p> <p>同氏は、現在当社の監査役であります。本総会終結の時をもって辞任される予定です。</p>		

- (注) 1. ※印は新任候補者であります。
2. 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。選任され就任した場合、取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役小倉弘司氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
※ さいとう ただし 齋藤 正 (1951年10月27日生)	1977年 8月 当社入社 2003年 4月 当社営業統括本部次長 2007年 4月 当社営業統括本部部長 2011年10月 当社定年退職 2011年11月 当社定年後再雇用入社 2020年10月 当社退職	一株
(監査役候補者とした理由) 齋藤正氏は、当社入社後営業統括本部での経験を経て、2007年より営業統括本部部長として営業推進を担ってまいりました。その経歴を通じて培われた当社及び業界に関する多様な知見と豊富な経験を踏まえて、有益な助言を多数いただくことを期待し、同氏を監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. ※印は新任候補者であります。
2. 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社監査役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。選任され就任した場合、監査役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 18 lines.

会場ご案内図

東京都大田区大森中1丁目18番16号
当社本社事務所3階会議室
電話 東京 (03) 3765-1219



●京浜急行線 梅屋敷駅より徒歩4分